

# 調布市畜犬管理システム更新に係る製品の選定における 実施要領

## 1 業務概要

(1) 件名 調布市畜犬管理システム更新に係る製品の選定

(2) 畜犬管理システムを設置する住所及び場所

調布市小島町 2 - 3 5 - 1

調布市環境部環境政策課

(3) 業務目的

畜犬管理業務について、「狂犬病予防法」、「狂犬病予防法施行規則」などの法律に基づき、飼い犬の登録処理業務、鑑札の発行、狂犬病予防注射に関する業務、狂犬病予防注射済票等の発行に伴い、新たな業務対応を行うとともに併せて、登録者の把握等業務の効率化、機能の充実をより一層図るため新たな製品の選定を目的とする。

(4) システム等の概要と提案範囲

提案範囲は、「畜犬登録システム」ソフトウェア、ソフトウェア稼動に必要なハードウェア、ソフトウェア及びハードウェア保守、導入作業（データ移行含む）、利用者教育、ドキュメント整備とする。

なお、製品選定後の契約方法等については、「3 契約期間」によることを予定している。

(5) 業務内容

### ア システム構築

(ア) システムは環境政策課の業務担当職員数、業務頻度、利用時間等の実情を考慮した（コンパクトな）システム構成とすること。

なお、機器は調布市役所内に設置するものとする。

### 【平成30年度実績】

担当職員：6名，利用時間：平日8時30分～17時15分

新規登録数：545件，鑑札再交付：97件，

鑑札無料交付：190件，注射済交付：6,490件

廃犬：867件（転出176件，死亡691件）

- （イ）システム管理の専門知識がなくとも運用・保守が可能な構成とすること

#### イ ソフトウェア要件

- （ア）「調布市畜犬管理システム機能要件一覧」が可能な汎用ソフトとする。
- （イ）その他，個別業務に対応するためのカスタマイズによる機能追加等は可能とする。その場合，カスタマイズ等で発生する関連費用も含めること。
- （ウ）畜犬管理業務及びシステム構成上必要なオフィスソフト，セキュリティ，管理ツール等を含めて提案すること。

#### ウ ハードウェア要件

- （ア）システムのソフトウェアを実行，管理するための性能条件を満たしたコンピュータを提案すること
- （イ）業務上必要な帳票を印刷するプリンタを提案すること
- （ウ）システムの業務支援等で必要な拡張・補助機器があれば提案すること
- （エ）各ハードウェアについては必要な性能要件を提案書に明示すること
- （オ）コンピュータ及びプリンタについては5年間のメーカー保守を提供できるものを推奨とする

#### エ 導入作業等

- （ア）ソフトウェア及びハードウェアの導入・設定を行うこと
- （イ）指定場所への機器の設置・システム調整・動作検証作業を行うこと
- （ウ）現システムからのデータ移行作業を実施すること
- （エ）導入作業・データ移行については情報セキュリティを考慮した作業手順で実施すること
- （オ）現システムからの更新を円滑に行うことができるような導入作業

計画を明確に提案すること

カ システム教育

システム利用者並びに管理者に対して事前研修を行うこと。研修方法については提案書に記載すること。

キ ドキュメント整備

導入作業，データ移行，システム運用・保守，障害対応等のドキュメントの整備を行うこと。必要なドキュメントは成果物一覧に記載すること。

2 予算（※令和2年以降については概算要求額とする）

提出書類「経費見積書」に記載する，製品費用等の見積上限額は以下のとおりとし，この費用には現事業者からのデータ移行費を含めるものとする。

(1) 「畜犬登録システム」データ移行業務委託

畜犬管理システム内に含まれている犬の登録情報について，現行システムから新システムへのデータを移行する業務の委託契約を行う。

ア データ移行費 913,000 円（税込）

(2) 製品費用等上限額 2,057,000 円（税込）

令和2年3月1日から令和7年2月28日まで，リース会社を通じ，5年間の使用賃貸借契約を行う。リース料率は含まないものとする。

ア 製品費用（5年間分）

- ① コンピュータ：次期システムで導入する機材
- ② プリンタ：業務用帳票を印刷する機材
- ③ 業務支援機材：バーコードリーダー等
- ④ 業務ソフトウェア：「畜犬登録システム」，オフィスソフト等
- ⑤ セキュリティソフトウェア：ウィルス対策，暗号ソフトウェア等

イ 保守費用（5年間分）

- ① コンピュータ保守
- ② プリンタ保守

ウ （1）に含まれない導入作業等にかかる費用

(3) ソフトウェア保守費用（5年間分）上限額 792,000円（税込）

保守委託契約予定期間は、令和2年3月1日から令和7年2月28日までとする。

### 3 契約期間

(1) 「畜犬登録システム」ソフトウェア導入

契約締結日（令和2年1月下旬頃）から令和2年2月28日まで

(2) 製品費用（ハードウェア・ソフトウェアの賃借料のほか、5年間のハードウェアの保守費用、及び(1)に含まれない導入作業等にかかる費用）

令和2年3月1日から令和7年2月28日まで

（リース会社と5年間の使用賃貸借の契約）

(3) ソフトウェアの保守費用

令和2年3月1日から令和7年2月28日まで

（畜犬管理ソフトウェア開発業者と5年間の保守委託契約）

### 4 プロポーザル方式採用理由

調布市畜犬管理システムは、「狂犬病予防法」、「狂犬病予防法施行規則」などの法律に基づき、飼い犬の登録処理業務、鑑札の発行、狂犬病予防注射に関する業務、狂犬病予防注射済票の交付で得た、犬や飼い主の情報を整理・管理するとともに、狂犬病予防注射案内ハガキや帳票印刷を行うものである。

このシステムの選定には機能や操作性を総合的に判断し決定する必要があるため、金額の面からのみ優劣をつける競争入札ではなく、一定の要件を満たした事業者を公募し、その事業者による提案書及びプレゼンテーションの内容により製品を決定するプロポーザル方式が望ましい。

### 5 実施形式 公募型プロポーザル方式

### 6 参加資格

本件に参加することができる事業者は、申込み時において次の各号に掲げる要件をすべて満たす事業者とする。

(1) 本市での競争入札参加資格を有し、営業種目「情報処理業務」に登録があること。

- (2) 調布市指名停止等措置要綱（平成18年調布市要綱第220号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 調布市暴力団等排除条例（平成24年調布市条例第27号）第2条第6号に規定する暴力団関係者に該当しないこと。
- (5) 調布市契約における暴力団等排除措置要綱（平成25年調布市要綱第8号）に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。
- (6) 競争入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (7) 平成31年4月1日現在、いずれかの自治体で畜犬管理システムを導入していること。
- (8) 相互に資本関係又は人的関係にある者が本プロポーザルに参加していないこと。

## 7 募集内容

### (1) 申し込み方法及び期間

本プロポーザルに応募する事業者（以下「応募事業者」という。）は、令和元年11月20日（水）正午までに以下の書類を持参にて環境部環境政策課（調布市役所本庁舎8階）に提出しなければならない。

なお、本プロポーザル実施要領及び提出書類（指定様式）については、令和元年11月7日（木）から令和元年11月20日（水）正午まで、調布市公式ホームページ（以下「市ホームページ」という。）において掲載する。※副本は社名が特定できる記載を除くこと

- ア 参加申込書（様式1） 正本1部
- イ 参加資格要件確認書（様式2） 正本1部
- ウ 会社概要調書（様式3） 正本1部・副本8部

以下の内容が必ず記載されたものであること

- (a) 会社名
- (b) 代表者名

- (c) 資本金
- (d) 事業内容
- (e) 本業務を担当する支店又は営業所等の名称及び所在地

エ 上記 6 参加資格(7)に該当する受託等実績を示す業務実績調書

(様式 4) 正本 1 部・副本 8 部

※直近 5 年間の実績とし，現在受託している案件も件数に入れること。

オ 暴力団等排除条例の趣旨による誓約書（様式 5） 1 部

## (2) 参加資格審査及び結果通知

本実施要領に基づき，応募事業者の参加資格を審査し，その結果を応募事業者に対し，令和元年 1 1 月 2 2 日（金）に書面及びメールにて通知（発送）する。

なお，参加資格を満たしていないと判断された事業者は，審査結果について令和元年 1 1 月 2 6 日（火）正午までにメールにて説明を求めることができる。

## (3) 企画提案書等の審査

参加資格審査の結果，参加資格を満たすと判断された事業者（以下「参加事業者」という。）は，令和元年 1 2 月 4 日（水）正午までに，環境部環境政策課に以下の書類を持参により提出するものとする。

※副本は社名が特定できる記載を除くこと

ア 企画提案書表紙（様式 6） 正本 1 部・副本 8 部

企画書

(様式自由・A 4 縦 2 0 ページ以内左綴じ：表紙，目次は含まない)

下記(4) 企画提案書作成上の留意点を参照のうえ作成すること。

イ 製品及び機器要件一覧（様式 7）

正本 1 部・副本 8 部

ウ 工程計画表（様式自由） 正本 1 部・副本 8 部

システム構築から指定場所納入，導入前研修までの一連の業務について記載すること。

環境政策課納入可能日については以下のとおり

平日 午前 9 時～午後 4 時

エ 経費見積書（様式 8） 正本 1 部・副本 8 部

経費見積書は見積上限額を超えないものとし，次に掲げる項目のそれぞれの 5 年間の総額を示したもの

- (a) 「畜犬管理システム」データ移行業務委託費用
- (b) 製品費用等（ハードウェア・ソフトウェアの賃借料のほか，5 年間のハードウェアの保守費用及び（a）に含まれない導入作業に係る費用）の総額
- (c) 5 年間のソフトウェア保守費用

オ 企画提案書確認書（様式 9） 1 部

契約締結権限者の印を押印したもの

カ 配置予定者調書（様式 10） 正本 1 部・副本 8 部

キ 別紙 1 機能要件確認表 正本 1 部・副本 8 部

(4) 企画提案書作成上の留意点

ア 事業実施の目的を踏まえ要点を分かりやすく簡潔に記載すること。

イ 本業務に関する検討項目及び作業内容を明らかにしながら，以下の点について記載すること。

- (a) 事業者概要（会社規模，実績等。副本作成時は，社名が特定できる記載を除くなど記載方法に留意すること）
- (b) 提案コンセプト
- (c) 「畜犬管理システム」データ移行業務について
- (d) ハードウェア・ソフトウェア保守について
- (e) 研修／ヘルプデスク／支援等について
- (f) セキュリティへの対応について
- (g) 本業務委託に係る社内体制について

ウ 本業務目的を限りなく実現できる内容とすること。

エ 製品の設定作業，保守及び運用支援の実施体制図を記載すること。また，副本については提案者が特定できるような記載を含まないようにすること。

オ 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めないものとする。

#### (5) 質疑

参加資格審査及び企画提案に関する質疑のある事業者は以下の期間に質問書（様式 1 1）をメールにて提出すること。

メール送信に当たっては、本件プロポーザルに関する質問である旨とその内容、事業者名及び担当者名を明記すること。回答は応募に必要と判断される質問のみ行うこととし、以下の回答期日までに随時市の市ホームページにし掲載する。なお、応募に必要ないと判断した質問の場合はその旨を回答する。

また、質問が応募に必要であるか判断しがたい場合は、当該質問を行った事業者に質問趣旨を確認する。

#### ア 参加資格等に関する質問

(a) 質問期間 公募開始から令和元年 1 1 月 1 3 日（水）正午まで

(b) 回答期日 令和元年 1 1 月 1 8 日（月）

#### イ 企画提案書の作成及び業務内容、審査に関する質問

(a) 質問期間 公募開始から令和元年 1 1 月 2 6 日（火）正午まで

(b) 回答期日 令和元年 1 1 月 2 8 日（木）

## 6 審査概要

### (1) 審査委員会の設置

「調布市畜犬管理システム更新に係る製品の選定プロポーザル審査委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、実施要領及び企画提案書等の審査及び候補者の選定を行う。

### (2) 委員構成

ア	調布市総務部情報管理課係長	1 人
イ	調布市市民部神代出張所副主幹	1 人
ウ	調布市環境部ごみ対策課職員	1 人
エ	調布市環境部環境政策課生活環境担当課長	1 人
オ	調布市環境部環境政策課職員	1 人

### (3) 審査方法

審査委員は、事業者から提出された企画提案書等の審査及び事業者からのプレゼンテーションを受け、企画提案内容を総合的に評価する。

#### ア 書類審査

参加資格を満たすと判断された事業者について、企画提案書等による書類審査を行う。

#### イ プレゼンテーション審査

書類審査実施後、事業者に対して、プレゼンテーション審査を実施する。当日のプレゼンテーションは、原則本業務委託実施時の担当技術者（配置予定者調書（様式10）に記載の要員）が行うこととする。出席人数は7名程度を上限とする。また、プレゼンテーション審査内で、システムの機能・操作性等に関するデモンストレーションも実施すること。

#### ウ 評価および評価項目（予定）

各審査における評価項目は下記の内容について審査を行う。また各項目の評価の観点については、別に定める基準に基づき加点方式により行う。

#### (ア) 企画提案書等の審査

- a 提案内容の妥当性
- b 提案内容における創意工夫
- c 業務実施体制
- d 事業者及び担当者の類似業務の実績
- e 積算額の妥当性

#### (イ) プレゼンテーション審査

- a 業務の理解・熱意
- b システムの操作性
- c システムのセキュリティ
- d サポート体制
- e デモンストレーション（以下の内容について確認します）

「1(2) 業務目的」に沿ったデモンストレーションを実施するこ

と。また、カスタマイズについて説明すること。

- (ウ) プレゼンテーション審査に関する提出資料及び場所・時間等の詳細については、メールにて審査対象となった事業者に通知する。

## エ 選定

- (ア) 各委員は、評価得点の高いものから参加事業者の順位を定めるものとする。
- (イ) (ア)により、複数の参加事業者において評価得点と同点の場合、各委員は総合的な評価により、当該参加事業者の順位を定めるものとする。
- (ウ) (ア)又は(イ)により、委員から最も多く第1位の順位を獲得した事業者を委託事業者候補として選定する。  
なお、複数の参加事業者において、第1位の順位獲得数が同数の場合には、委員長の決するところによる。
- (エ) 複数の事業者から応募があった場合は、第2位の順位以下についても順位を定めるものとする。
- (オ) 候補製品の選定後、当該候補製品の提案事業者が辞退又は失格となったときは、下位の事業者の順位を繰り上げて、順位を定めるものとする。
- (カ) 選定の対象となる事業者が1事業者の場合は、別の方式による評価を行うことができるものとする。
- (キ) 評価得点には最低基準を設け、基準点以下の場合は選定しない。

## オ 選定結果の報告

委員会は選定結果を調布市長に報告する。

## カ 候補者の決定

調布市長は、前項目の報告に基づき、候補者を決定する。

## キ 選定結果の通知

- (ア) 審査を行った全参加事業者に対し、令和2年1月8日（水）に選定結果を書面及びメールで通知（発送）する。
- (イ) 結果に関する問い合わせ

審査により選定されなかった参加事業者は、審査結果について、令和2年1月14日（火）正午までにメールで説明を求めることができるものとする。

## 7 日程（予定）

日程	事項
令和元年 11月6日（水）	実施要領＜募集内容，募集方法等＞の確定（審査委員会）
11月7日（木）	公告開始日
11月7日（木）	応募方法・参加資格・企画提案に関する質疑受付開始日
11月13日（水）正午	応募方法・参加資格に関する質疑受付締切日
11月18日（月）	応募方法・参加資格に関する質疑回答締切日
11月8日（金）	参加申込み開始日
11月20日（水）正午	参加申込み締切日
11月22日（金）	参加資格審査結果通知日
11月22日（金）	参加資格審査結果に対する質疑受付開始日
11月26日（火）正午	参加資格審査結果に対する質疑受付締切日
11月28日（木）	参加資格審査結果に対する質疑回答締切日
11月7日（木）	企画提案に関する質疑受付開始日
11月26日（火）正午	企画提案に関する質疑受付締切日
11月28日（木）	企画提案に関する質疑回答締切日
11月11日（月）	企画提案書の受付開始日
12月4日（水）正午	企画提案書の受付締切日
12月20日（金）	プレゼンテーション審査日（審査委員会）
令和2年1月8日（水）	最終選定結果の通知日
1月8日（水）	最終選定結果に対する質疑受付開始日
1月14日（火）正午	最終選定結果に対する質疑受付締切日
1月20日（月）	最終選定結果に対する質疑回答締切日

## 8 情報公開及び提供

### (1) 基本方針

調布市情報公開条例（平成11年調布市条例第19号）に基づき、原則として市政情報を全部公開としていることから、本プロポーザル実施に関する情報について情報公開及び情報提供するものとする。

ただし、調布市情報公開条例第7条第2号及び第3号の規定により、個人に関する情報及び事業者その他の団体に関する情報を公にすることにより事業者などの事業活動上の正当な利益を害するものについては、非公開

とする。

(2) 情報提供の内容及び方法

本件プロポーザルの募集内容，選定結果について，ホームページ等により，適宜，市民に情報提供する。ただし，候補順位が2位以下の事業者及び審査委員ごとの評価点は公表しない。

(3) 異議申立て及び回答

応募事業者からの異議申立ての期限及び異議申立てに対する回答の期限は，次のとおりとする。

ア 参加資格審査結果

(a) 異議申立期限

令和元年11月26日（火）正午

(b) 異議申立回答期日

令和元年11月28日（木）

イ 審査結果

(a) 異議申立期限

令和2年1月14日（火）正午

(b) 異議申立回答期日

令和2年1月20日（月）

9 その他

(1) 1事業者が提案できる提案の数は，1提案とする。

(2) 提出書類については，提出後に追加・変更をすることを認めない。

(3) 事業者から提出された書類等は，返却しないものとする。

(4) 応募等に際して要する全ての費用は，事業者の負担とする。

(5) 本業務は，調布市議会において予算等の必要な事項が承認されることを条件とする。予算確保ができなかった場合は，本業務は実施しないものとする。

(6) 本件は，システムの導入に係る製品を選定するものであり，機器の設定など詳細については，候補製品決定後，双方協議のうえ，要件・提案内容を加味し定めるものとする。

(7) 次に掲げる事項に該当した場合は、本件への参加を無効とし失格とする。

ア 必要書類が提出期限後に到達した場合。ただし、勘案すべき正当な理由があった場合はこの限りではない。

イ 前記6に記載の参加資格を有していないことが判明した場合又は参加資格を有しなくなった場合

ウ 提出書類に不備がある場合（必要事項が未記入・押印がない場合も含む。）

エ 提出した書類に虚偽の記載があった場合

オ 書類等の提出，回答，報告等，当市の必要と認める事項を正当な理由がなく拒否した場合

カ 見積額が見積上限額を超える場合

キ 見積書の額と内訳書の額が一致しない場合

ク 民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づき再生手続等を行っている場合

ケ 調布市暴力団排除条例（平成24年調布市条例第27号）第2条第6号に規定する暴力団関係者である場合

コ 談合その他の不正行為等，審査の透明性・公正性を害する行為があったと認められる場合

サ その他公正かつ適正な事務手続等ができないものと認められる場合

(9) 本プロポーザルは、優れた提案をした事業者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。

(10) 本プロポーザル後，調布市と選定された事業者双方協議のうえ業務の詳細を定める仕様書を作成する。

## 10 問い合わせ先

調布市環境部環境政策課生活環境係 担当 楚山・平原

〒182-0026 調布市小島町2-35-1 8階

電話：042-481-7087（直通） F A X：042-481-7550

メールアドレス：[kankyous@w2.city.chofu.tokyo.jp](mailto:kankyous@w2.city.chofu.tokyo.jp)